

令和7年12月10日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和7年12月5日付託分)

福祉子どもみらい局

## 令和7年度11月補正予算

ページ

1 令和7年度11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2 令和7年度介護保険財政安定化基金会計11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	2

## 議案（条例その他 その4）

3 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例の概要	3
4 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】	4
5 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】	5
6 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要	6
7 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	7
8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	8
9 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	10
10 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要	11
11 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	12
12 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	13
13 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標の概要	14
14 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案の概要	20

## 1 令和7年度11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特 定 財 源				
				国 庫 支 出 金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,808,839	—	1,808,839	—	—	—	—	
(項) 青少年費	1,808,839	—	1,808,839	—	—	—	—	
(款) 民生費	373,585,626	—	373,585,626	—	—	—	—	
(項) 社会福祉費	18,283,242	—	18,283,242	—	—	—	—	
(項) 障害福祉費	95,075,620	—	95,075,620	—	—	—	—	
(項) 老人福祉費	127,817,168	—	127,817,168	—	—	—	—	
(項) 生活保護費	9,456,518	—	9,456,518	—	—	—	—	
(項) 児童福祉費	122,953,078	—	122,953,078	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	74,699,130	—	74,699,130	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	74,699,130	—	74,699,130	—	—	—	—	
一般会計 計	450,093,595	—	450,093,595	—	—	—	—	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	19,313	14,192	33,505	—	—	14,192	—
母子父子寡婦福祉資金会計	1,489,987	—	1,489,987	—	—	—	—

福祉子どもみらい 局 計	451,602,895	14,192	451,617,087				
-----------------	-------------	--------	-------------	--	--	--	--

## 2 令和7年度介護保険財政安定化基金会計11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

### (1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	19,313	14,192	33,505

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			繰越金	
				特定財源				
				国庫支出金	県債	その他		
1 介護保険財政安定化費	19,313	14,192	33,505	—	—	14,192	—	

### (2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金繰入金	—	14,192	14,192	

### (3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財政安定化資金貸付金	—	14,192	14,192	

### 3 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例の概要

#### （1）制定の趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の重要な財産を定めるため、本条例を制定するものである。

#### （2）制定の内容

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の重要な財産は、以下のとおりとする。

##### ア 法第6条第4項に規定する重要な財産（第1条）

帳簿価額が100万円以上の財産

##### イ 法第44条第1項に規定する重要な財産（第2条）

（ア）財産の種類 不動産、動産及び不動産の信託の受益権

（イ）財産の金額 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡  
・担保の場合は適正な見積価額）1億円以上。

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、  
その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

#### （3）施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

## 【議案（条例その他 その4） 定県第114号議案】

### 4 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

#### （1）改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるため、所要の改正を行うものである。

#### （2）改正の内容

事務権限の返還等に伴う改正〔1項目〕

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（老人福祉センターに係るものに限る。）の開始の届出の受理等の事務について、県への権限の返還を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの

#### （3）施行期日

令和8年4月1日

【議案（条例その他 その4） 定県第115号議案】

5 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局関係】

(1) 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地域限定保育士登録に係る申請手数料の新設など、所要の改正を行う。

(別表の5 福祉子どもみらい局関係)

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第118号議案】

## 6 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、認定こども園に配置する保育士に地域限定保育士を追加するため、所要の改正を行うものである。

### （2）改正の内容

地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士登録」に、「地域限定保育士登録」を追加する。

（第2条関係）

### （3）施行期日

公布の日

## 【議案（条例その他 その4） 定県第119号議案】

### 7 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

#### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置する副園長の資格要件に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

#### （2）改正の内容

##### ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士登録」に、「地域限定保育士登録」を追加する。  
(第8条第3項関係)

##### イ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。(第20条関係)

##### ウ その他所要の規定の整備を行う。(附則第4項関係)

#### （3）施行期日

公布の日

## 8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、乳児院等に配置する保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### （2）改正の内容

ア 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第10条関係）

イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

施設が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第15条第2項及び第25条関係）

ウ 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第27条第6項関係）

エ 乳児院等に配置される職員の資質の向上と専門性の確保

（ア） 乳児院等に配置される次の職員の資格要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

- ・ 乳児院の長（第29条第1項関係）
- ・ 母子生活支援施設の長（第37条第1項関係）
- ・ 母子支援員（第38条関係）
- ・ 児童養護施設の長（第58条第1項関係）
- ・ 児童指導員（第59条第1項関係）
- ・ 児童心理治療施設の長（第92条第1項関係）
- ・ 児童自立支援施設の長（第100条第1項関係）
- ・ 児童自立支援専門員（第101条第1項関係）
- ・ 児童生活支援員（第102条関係）

（イ） 児童自立支援施設に配置される次の職員の資格要件に「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加する。

- ・ 児童自立支援専門員（第101条第1項関係）
- ・ 児童生活支援員（第102条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（第27条第2項、第57条第2項、第59条第2項関係、第91条第5項及び第99条第2項並びに附則第9項関係）

(3) 施行期日

令和8年3月1日。ただし、(2)ア、イ、ウ及びオの附則第9項については、公布の日。

## 9 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、一時保護施設に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### （2）改正の内容

ア 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第13条関係）

イ 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第18条第1項関係）

ウ 一時保護施設に配置される職員の資質の向上と専門性の確保

一時保護施設に配置される児童指導員の資格要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。（第21条第1項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第21条第2項関係）

### （3）施行期日

令和8年3月1日。ただし、（2）ア及びイについては、公布の日。

【議案（条例その他 その4） 定県第122号議案】

10 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立等に伴い、神奈川県立の障害者支援施設に関する規定から神奈川県立中井やまゆり園を削除するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

本条例で規定する施設のうち、「神奈川県立中井やまゆり園」を削除する。（第2条第1項関係）

(3) 施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

## 11 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定児童発達支援等の事業を行う者が当該事業所に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### （2）改正の内容

#### ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第6条第1項関係）

#### イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

事業所が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第34条第2項関係）

### （3）施行期日

公布の日

## 12 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

### （1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設等に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

### （2）改正の内容

#### ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第5条第1項関係）

#### イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

施設が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第29条第2項関係）

#### ウ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第43条第1項関係）

#### エ その他所要の規定の整備を行う。（第6条第3項関係）

### （3）施行期日

公布の日

## 13 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標の概要

### （1）趣旨

県は、令和8年4月に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園の運営を法人に移行する方針とし、令和7年第1回定例会において、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款が議決された。

これを受け、県が法人に指示する業務運営に関する目標である中期目標を地方独立行政法人法第25条第1項に基づき定めるものである。

### （2）内容

#### ア 前文

県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、法人を設立することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

#### イ 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

#### ウ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### （ア）当事者目線による地域生活支援の実践

###### a 豊かな暮らしづくりの実践

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりの実践に取り組むこと。

###### （a）共感に基づくチームでの利用者支援

- ・ 利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。
- ・ 直接支援に関わる職員だけでなく、多職種や家族等も含

むチームによる支援を行うこと。

- ・ 障害者的心身状態の見える化や有効な支援に関する研究等（以下「科学的な福祉の研究」という。）の成果を活用した当事者目線による生活支援を実践すること。
- ・ 利用者と職員のウェルビーイングを高めていくためにふさわしい組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。その際、職員一人ひとりの価値観や支援に対する考え方等も大切にすること。

(b) 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

- ・ 日常的な生活支援の場面から、直接支援に関わる職員が利用者の変化と健康に深い関心を持つよう意識付けすること。
- ・ 科学的な福祉の研究の成果の活用や県の未病施策との連携により、当事者目線による利用者の心身機能の維持向上に取り組むこと。
- ・ 健康管理のガイドラインを定めるとともに、専門職と直接支援に関わる職員との適切な認識や情報の共有及び連携に基づく健康管理を実践すること。
- ・ 県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。

(c) 役割をつくるための日中活動の充実

- ・ 職住分離を前提として、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。
- ・ 地域の施設・事業所等との共同事業として、世代を超えた交流や障害の有無等にとらわれない交流のほか、地域の課題の解消に資するような日中活動に取り組むこと。
- ・ 日中活動の場を研究と実践のフィールドとして活用し、その成果を生かした日中活動を実践するとともに、他の施設・事業所等に対して普及に取り組むこと。

(d) 暮らしの場の充実と地域生活移行

- ・ 職住分離を基本とする生活の構築に取り組むこと。
- ・ 一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置に取り組むとともに、県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告すること。

- ・ チームによる意思決定支援に基づき、地域生活体験やピアサポートなどを通じて、地域生活移行に取り組むこと。なお、特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。
- ・ 利用者が地域生活移行した後に定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所や期間を定めた再入所の受入れも行いながら定着支援に取り組むこと。
- ・ 大規模施設は、構造的な課題があることから、施設規模の見直しを進めること。
- ・ 通過型施設として、一時的に地域での生活が困難となつた障害者について、期間を定めた上で入所の受入れを行うとともに、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。なお、入所の受入れに至らなかつた場合であつても、寄り添つた支援を行うこと。

b 地域とのつながりをつくる連携の実践

障害者の地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を実践すること。

(a) 関係をつくる

園周辺及び移行先の地域の住民、商店、病院、学校等と利用者の間で、顔の見える関係づくりを進めること。

(b) 役割をつくる

地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと。

(c) 地域をつなげて広める

他の施設・事業所等と連携し、合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施するとともに、支援に対する考え方の職員同士の対話や振り返り、スーパービジョンや人材確保・定着・育成等に取り組むこと。

c 望みに寄り添う相談支援の実践

(a) 生活支援との連動

直接支援に関わる職員とともに、暮らしに寄り添つた相談支援を実践すること。

(b) 科学的根拠に基づく当事者目線による相談支援の実践

科学的な福祉の研究の成果を生かして、意思決定支援を基

礎とした当事者目線による相談支援を実践すること。

(c) 困り事の把握と橋渡し

地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。

(d) 特定相談支援及び一般相談支援の実施

地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるよう、特定相談支援及び一般相談支援を実施すること。

(e) 発達障害者相談支援の実施

神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続すること。

(f) 法人の取組や政策形成への反映

相談支援で把握した障害者等のニーズや地域課題等を法人の取組に反映するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有など政策形成等に資する取組を行うこと。

(イ) 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進

a 障害者的心身状態の見える化に関する研究

望む暮らしを実現する上で有効な支援のあり方を明らかにするため、障害者的心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。

b 有効な支援のあり方に関する研究

障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるため、障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。

c 県の施策として実施すべき研究

県の施策として実施すべき研究を推進すること。

d 当事者が参加する研究の推進と公正性の確保

- ・ 障害当事者、その支援者や家族等が参加する研究の枠組みを積極的に取り入れ、障害当事者等の提案や現場の課題を研究テーマとし、障害当事者や現場職員等が一体となって研究プロジェクトを進め、その研究成果を実践に反映させる体制を確立すること。

- ・ 研究に対する倫理審査や評価の枠組みを確立し、研究の公正性を確保すること。

e 研究成果の社会への還元

研究成果を現場での実践例とともに学生や職員の人材育成、地域への普及啓発に生かすこと。

(ウ) 当事者目線の支援を実践する人材の育成

a 法人職員の育成

(a) 基礎力や専門力を高める研修の実施

当事者目線の支援を実践するために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施するとともに、様々な業種の企業等との交流に積極的に取り組むこと。

(b) 現場における効果的な実践

- 効果的なOJTや、職員が自らの支援を振り返り、見直すための気づきを与える仕組みを構築すること。
- 自己研さんの仕組みを導入するとともに、課題の共有や支援の振り返りを行うため、職員交流等を行うこと。

b 地域の施設・事業所等職員の育成

- 民間施設・事業所等に対して、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。
- 法人の人材育成の体系や民間施設・事業所等との連携による実践例等の情報を発信するとともに、職員交流等に取り組むこと。

(イ) 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び当事者目線による実践の成果等の普及啓発を行い、地域における障害者に対する理解や活動への参加を促進すること。

エ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(ア) 運営体制の確保

a 業務の引継ぎ

中井やまゆり園について、県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築すること。

b 職員の計画的な確保と定着

法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進めるとともに、職員の定着に向けて魅力ある職場づくりを推進すること。

c 研究や人材育成等の業務実施体制の確保

研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な実施体制を確保すること。

(イ) 組織及び人事配置の適正な運用

寮体制や職員配置の適正な運用に努めること。

(ウ) その他P D C Aサイクルによる継続的な改善

a 適時適切な報告の仕組みの構築

日頃の支援での好事例や気づき等、些細なことも報告され、また報告が評価される仕組みを構築すること。

- b 利用者及び職員の満足度の把握と反映  
利用者や職員の満足度調査の結果を業務運営に活用すること。
- c 組織マネジメントの強化  
経営資源の戦略的な活用を図り、理事長中心の組織マネジメントを強化すること。

#### オ 財務内容の改善に関する事項

- (ア) 自己収入の確保
  - ・ 障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たな加算を獲得するなど、自己収入の確保に努めること。
  - ・ 外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努めること。
- (イ) 経営資源の有効活用  
財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、必要なサービスを維持しながらコストの削減に取り組むこと。

#### カ その他業務運営に関する重要事項

- (ア) 施設設備の維持管理、リノベーションの実施
  - ・ 暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するため、迅速・柔軟な修繕や、安全安心な施設を実現するため、中長期の計画に基づく修繕を行うこと。
  - ・ 利用者と職員が同じ空間で自然に接することのできる生活環境を実現するためのリノベーションを行うこと。
- (イ) 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告
  - ・ 支援や法人運営の見える化を図るため、障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。
  - ・ 家族会の運営への協力など、家族等に寄り添って適切な情報の提供とコミュニケーションを行うこと。
  - ・ 県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行うこと。

【議案（条例その他 その4） 定県第164号議案】

14 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案の概要

(1) 趣旨

県が有する権利のうち、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利について、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を求めるものである。

(2) 内容

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利は、以下のとおりとする。

ア 土地

地番	地積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
足柄上郡中井町境字才戸120-3	7,239.87		
足柄上郡中井町境字才戸124	2,068.89		
足柄上郡中井町境字才戸125	1,521.78		
足柄上郡中井町境字才戸126	1,652.73		
足柄上郡中井町境字才戸127	1,062.76		
足柄上郡中井町境字才戸128	1,143.03		
足柄上郡中井町境字才戸129	1,035.04		
足柄上郡中井町境字才戸131	415.68		
足柄上郡中井町境字才戸132	376.85		
足柄上郡中井町境字才戸133	204.24	412,000,000	所有権
足柄上郡中井町境字才戸134	146.84		
足柄上郡中井町境字才戸135	1,052.77		
足柄上郡中井町境字才戸136-2	1,728.88		
足柄上郡中井町境字大塚212-2	125.95		
足柄上郡中井町境字大塚216	268.48		
足柄上郡中井町境字大塚217	386.68		
足柄上郡中井町境字大塚218	1,552.85		
足柄上郡中井町境字大塚219	1,206.97		
足柄上郡中井町境字大塚220-1	1,385.82		

足柄上郡中井町境字大塚221-1	624.08		
足柄上郡中井町境字大塚223-11	261.22		
足柄上郡中井町境字大塚232	2,324.18		
足柄上郡中井町境字大塚234	945.68		
足柄上郡中井町境字大塚235	1,575.98		
足柄上郡中井町境字大塚236	215.00		
足柄上郡中井町境字東大塚237	112.00		
足柄上郡中井町境字東大塚238	794.00		
足柄上郡中井町境字東大塚239	1,570.00		

## イ 建物

名称	所在地	延床面積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
居住棟	足柄上郡中井町境218	4,641.09	850,000,000	所有権
管理棟	同	1,820.04	510,000,000	
中井やまゆり園公舎	同	481.78	31,300,000	
地域サービス棟	同	477.08	71,000,000	
作業棟	同	420.15	1	
強度行動障害専用棟	同	419.40	68,000,000	
講堂	同	366.07	54,000,000	
医療棟	同	288.26	65,000,000	
渡廊下（Ⅱ期）	同	274.70	36,100,000	
渡廊下（Ⅰ期）	同	108.31	18,600,000	
車庫	同	71.50	8,200,000	
グランド便所	同	16.00	2,650,000	
ポンプ室	同	10.00	5,400,000	